

串本町介護保険事業者の事故発生時における報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険事業者が実施する介護保険サービスの提供により利用者及び入所(入院)者(以下「利用者等」という。)に事故が発生した場合において、当該事業者による町への報告が適切に行われるよう、事故報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(事故報告の対象)

第2条 事故報告の対象は、次に掲げる事業者(以下「事業者」という。)による介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービス(以下「サービス」という。)の提供に伴い発生した事故とする。

- (1) 介護保険指定事業者
- (2) 基準該当サービス事業者

(事故の種類及び範囲)

第3条 事故報告の対象となる事故の種類及び範囲は、事業者側の過失の有無にかかわらず、次のとおりとする。

(1) サービス提供中の利用者等の死亡事故又は負傷等

ア サービス提供中とは、送迎、通院等の間を含むほか、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所又は施設内にいる間を含むものとする。

イ 報告の対象となる負傷等は、医療機関に入院又は医療機関において継続的な治療が必要となったものとする。ただし、利用者等又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合には、負傷等の程度にかかわらず報告を行うこと。

ウ 利用者等が病気により死亡した場合においても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合(利用者等の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。)には、報告を行うこと。

- (2) 誤薬(違う薬の与薬、時間や量の誤り、与薬もれ等。医師の指示が経過観察の場合であっても報告すること。)
- (3) 異食、誤えん(発生後すぐに排出除去ができ、その後異常が認められない場合を除く。)
- (4) 食中毒、感染症、結核等(新型コロナウイルス感染症を除く。)
- (5) 行方不明、無断外出(敷地内で発見され、特に異常が認められない場合を除く。)
- (6) 職員(従事者)の法令違反、不祥事等(利用者等へのサービスの提供に関連するものに限る。)
- (7) 災害(震災、風水被害、火災等の災害により利用者等へのサービスの提供に影響があるものに限る。)
- (8) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び町が報告を求めるもの(報告事項)

第4条 事業者が報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出日、報告書作成者、第何報か
- (2) 事故状況(事故状況の程度、死亡に至った場合は死亡年月日)
- (3) 事業所の概要(法人名、事業所(施設)名、事業所番号、サービス種別、所在地、電話番号)
- (4) 対象者(氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況)
- (5) 事故の概要(発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細、その他特記すべき事項)
- (6) 事故発生時の対応(発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容、検査、処置等の概要)
- (7) 事故発生後の状況(利用者等の状況、家族等への報告、家族等の理解の状況、連絡した関係機関、本人、家族、関係先等への追加対応予定)
- (8) 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析等)
- (9) 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等)
- (10) その他特記すべき事項
(事故報告の手順及び方法)

第5条 事故報告の手順及び方法については、次のとおりとする。

(1) 事故発生時の第一報

ア 事故が発生した場合、事業者は速やかに必要な措置を取り、当該利用者等の家族等、居宅介護支援事業者、所要の関係機関等に連絡を行い、遅くとも5日以内を目安に町へ報告するものとする。

イ 利用者等の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性及び重大性の高いものについては、直ちに町へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに事故報告書を作成の上、電子メールにより報告すること。ただし、町が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、ファクシミリ装置を用いて町へ第一報を送信しておき、翌就業日に連絡を行うものとする。

ウ 利用者等の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性及び重大性の高いものについては、事業所の所在地を管轄する振興局健康福祉部へも併せて報告を行うものとする。

(2) 途中経過報告及び最終報告

ア 事業者は、状況の変化等に応じて町へ追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

イ 事業者は、事故処理が終了した時点で、町へ最終報告書の提出を行うこと。

ウ 事業者は、事故処理が長期化する場合には、適宜途中経過を町へ報告すること。

(報告先)

第6条 事故報告は、事故に係る当該利用者等の保険者である町へ報告を行うものとする。この場合において、当該事業所等の所在地が他市町村の場合は、事業所等の所在する市町村へも併せて報告を行うこと。

- 2 第3条第4号に規定する食中毒、感染症、結核等が発生した場合、事業者は、保健所等の関係機関へも報告を行い、当該機関の指示に従うこと。

(報告様式)

第7条 町への報告は、原則として事故報告書(別記様式)を使用し、電子メールにより行うこと。

- 2 関係市町村及び県への報告は、当該市町村及び県が指定する方法により行うこと。
- 3 第3条第7号に規定する災害が発生した場合、事業者は、別に被害状況報告書を作成し、町へ報告を行うこと。

(その他事業者の対応)

第8条 事業者は、介護事故を未然に防ぐための研修等を実施するとともに、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員(従業者)に周知徹底するものとする。

- 2 事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、再発防止に向けての対策を講じるとともに、町からより詳細な確認等を求められた場合には、再度報告を行うなど町の指示に従うこと。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。